

医学生等に対する奨学金貸付制度について

いすみ医療センター

対象となる方・奨学金の金額

対象となる方	対象となる奨学金	貸付限度額 (下記金額以内)	支給(貸付) 方法	支給(貸付) 期間
大学入学予定者	大学生入学時奨学金	1,000万円	決定後 数日以内	大学入学時
大学生	大学生奨学金	月額40万円	3ヶ月毎	6年
大学院生	大学院生奨学金	月額40万円	3ヶ月毎	4年
研修医	研修医奨学金	月額30万円	3ヶ月毎	2年
専門研修専攻医	専門研修専攻医奨学金	月額30万円	3ヶ月毎	4年

貸付要件

- ①いすみ医療センターの医師業務に従事しようとする者
- ②保護者が国保国吉病院組合構成市町に住居を有していること
- ③市町税を滞納していない保護者の子等であること
- ④2人の連帯保証人が得られること

支給(貸付)方法

奨学金を受ける方が指定した金融機関口座へ振込み致します。

支給(貸付)期間

貸付決定の日の属する年度の4月から上記表の期間。

返還の免除

大学生入学時奨学金	医師としていすみ医療センターの業務に従事し、勤務期間が3年に達したとき。
大学生奨学金	臨床研修修了後5年以内に医師としていすみ医療センターの業務に従事し、引き続き奨学金の貸付を受けた期間に相当する年数の2分の3に相当する期間業務に従事したとき。
大学院生奨学金	大学院課程の修了後5年以内に医師としていすみ医療センターの業務に従事し、引き続き奨学金の貸付を受けた期間に相当する年数の2分の3に相当する期間業務に従事したとき。
研修医奨学金	臨床研修修了後5年以内に医師としていすみ医療センターの業務に従事し、引き続き奨学金の貸付を受けた期間に相当する年数の2分の3に相当する期間業務に従事したとき。
専門研修専攻医奨学金	専門研修修了後直ちに医師としていすみ医療センターの業務に従事し、引き続き奨学金の貸付を受けた期間に相当する年数の2分の3に相当する期間業務に従事したとき。

返還対象となる場合

次の場合には、修学資金の返還対象となります。

- 1 死亡、退学、貸付の辞退等により貸付の取り消しがあったとき
- 2 心身の故障の為、履修または研修を継続する見込みがなくなると認められるとき
- 3 奨学金の貸付の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき
- 4 その他、返還免除の該当にならない事由が発生したとき

詳細につきましては、

総務課までメール又は電話をお願いします。

奨学金貸付

申込みから支給までの流れ

いすみ医療センター

Step
1

病院見学 病院長面談

当院の雰囲気、教育体制、理念、奨学金貸付制度について確認。
同時に病院長との面談を行います。

Step
2

貸付の申込

医学生等奨学金貸付申請書と添付書類を当院に提出。

Step
3

貸付の選考

書類、面談等により総合的に審査をして可否を決定します。

Step
4

貸付の決定

当院からの決定通知後、契約を締結し、交付申請を行います。

Step
5

奨学金を貸与

基準日より奨学金の支給を開始します。
指定銀行口座に振込みます。